

一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件の一部を改正する告示案新旧対照表

○平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>この開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457に規定する第三世代移動通信システム（以下単に「第三世代移動通信システム」という。）の無線局であつて、周波数分割複信方式を用いる無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項</p> <p>1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、<u>一、八五四・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下の帯域の周波数とする。</p> <p>2 前号に規定する周波数を当該特定基地局に使用することができる</p>	<p>一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項</p> <p>この開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、国際電気通信連合無線通信部門の勧告M. 1457に規定する第三世代移動通信システム（以下単に「第三世代移動通信システム」という。）の無線局であつて、周波数分割複信方式を用いる無線設備又は時分割複信方式を用いる無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。</p> <p>二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項</p> <p>1 当該特定基地局に使用させることとする周波数は、<u>周波数分割複信方式を用いる無線設備を使用する特定基地局に係る周波数にあつては一、八四四・九MHz</u>を超え一、八七九・九MHz以下の帯域の周波数は、<u>時分割複信方式を用いる無線設備を使用する特定基地局に係る周波数にあつては二、〇一〇MHz</u>を超え二、〇二五MHz以下の帯域の周波数とする。</p> <p>2 前号に規定する周波数を当該特定基地局に使用することができる</p>

区域は、次に掲げる区域とする。

- (一) 一、八五四・九MHzを超え一、八五九・九MHz以下の帯域の周波数（以下「一・七GHz帯全国バンド」という。）にあつては、全国の区域。

(二) (略)

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1 (略)

- 2 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局にあつては、開設計画の認定の日から五年以内に、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとのカバー率（一の市町村（特別区を含み、行政区画に変更があつた場合においても、当該一の市町村の区域は、なお従前の区域による。以下同じ。）におけるすべての市町村事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）に規定する支所及び出張所をいう。以下同じ。）においてこの開設指針に係る認定を受けた開設計画（変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る基地局と当該基地局を通信の相手方とする電気通信業務を行うことを目的とする陸上に開設する移動する無線局との通信（以下「電気通信業務用無線通信」という。）が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能なる市町村として、総合通信局の管轄区域ごとに電気通信業務用無線通信が可能なる市町村（地域ごとに連携する複数

区域は、次に掲げる区域とする。

- (一) 一、八四四・九MHzを超え一、八五九・九MHz以下の帯域の周波数（以下「一・七GHz帯全国バンド」という。）及び二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の帯域の周波数（以下「二GHz帯TDDバンド」という。）にあつては、全国の区域。

(二) (略)

三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項

1 (略)

- 2 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局にあつては、開設計画の認定の日から五年以内に、各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとのカバー率（一の市町村（特別区を含み、行政区画に変更があつた場合においても、当該一の市町村の区域は、なお従前の区域による。以下同じ。）におけるすべての市町村事務所等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四条第一項に規定する事務所並びに同法第百五十五条第一項（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）に規定する支所及び出張所をいう。以下同じ。）においてこの開設指針に係る認定を受けた開設計画（変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る基地局と当該基地局を通信の相手方とする電気通信業務を行うことを目的とする陸上に開設する移動する無線局との通信（以下「電気通信業務用無線通信」という。）が可能となる場合に、当該一の市町村を電気通信業務用無線通信が可能なる市町村として、総合通信局の管轄区域ごとに電気通信業務用無線通信が可能なる市町村（地域ごとに連携する複数

の者がこれらの特定基地局を開設することにより電気通信業務用無線通信が可能となる市町村を含む。)の人口(平成十二年の国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。)の合計を、当該総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。)がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

3 (略)

四 (略)

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 (略)

2 開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行うものとする。なお、地域ごとに連携する複数の者が特定基地局を開設する開設計画の認定をそれぞれ申請する場合には、これらの申請を一の申請とみなすものとする。

(一)・(二) (略)

3 開設計画の認定は、次に定めるところにより行うものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示

された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後な

の者がこれらの特定基地局を開設することにより電気通信業務用無線通信が可能となる市町村を含む。)の人口(平成十二年の国勢調査の結果による人口とする。以下同じ。)の合計を、当該総合通信局の管轄区域の人口で除した値をいう。第四号において同じ。)がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

3 (略)

4| 二GHz帯TDDバンドを使用する特定基地局にあつては、開設計画

の認定の日から五年以内に、各総合通信局の管轄区域ごとのカバー率がすべて百分の五十以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

四 (略)

五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 (略)

2 開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行うものとする。なお、地域ごとに連携する複数の者が特定基地局を開設する開設計画の認定をそれぞれ申請する場合には、これらの申請を一の申請とみなすものとする。

(一)・(二) (略)

(三) 二GHz帯TDDバンドを使用する特定基地局に係る開設計画にあ

つては、申請することができる周波数の帯域幅は十五MHzとする。

3 開設計画の認定は、次に定めるところにより行うものとする。なお、当該認定に係る電波法第二十七条の十三第三項の規定により公示

された期間内に提出された開設計画の認定の申請については、前後な

く受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局に係る開設計画にあっては、前各項及び別表第一に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が、一又は二の場合は当該一又は二の申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第二の基準により比較審査を行い、当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(二) (略)

く受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局に係る開設計画にあっては、前各項及び別表第一に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が、一又は二の場合は当該一又は二の申請に対して認定するものとし、三以上の場合はそれぞれの申請について別表第二の基準により比較審査を行い、当該基準への適合の度合いが高い二の申請に対して認定するものとする。

(1) (略)

(2) 申請者が二GHz帯TDDバンドを使用する特定基地局に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(3) (略)

(二) (略)

(三) 二GHz帯TDDバンドを使用する特定基地局に係る開設計画にあっては、前各項及び別表第一に規定する要件並びに次に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が、一の場合は当該一の申請に対して認定するものとし、二以上の場合はそれぞれの申請について別表第二の基準により比較審査を行い、当該基準への適合の度合いが高い一の申請に対して認定するものとする。

(1) 申請者が第三世代移動通信システムの無線局の免許を取得していないこと。

(2) 申請者が一・七GHz帯東名阪バンドを使用する特定基地局に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(3) 申請者が法人である場合にあっては、申請者を子会社とする親会社又は申請者を除く当該親会社の子会社が第三世代移動通

4 (略)

5 前号の周波数変更の審査は、次に定めるところにより行うものとする。なお、同一の四半期（電気通信事業報告規則第一条第二項第二号に規定する四半期をいう。以下同じ。）内に提出された周波数変更の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

信システムの無線局の免許を取得しておらず、かつ、この開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

(4) 申請者が第三世代移动通信システムの無線局の免許を取得し、又はこの開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っている会社の役員でないこと。

(5) 申請者が法人である場合にあつては、その役員が第三世代移动通信システムの無線局の免許を取得しておらず、かつ、この開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。

4 (略)

5 前号の周波数変更の審査は、次に定めるところにより行うものとする。なお、同一の四半期（電気通信事業報告規則第一条第二項第二号に規定する四半期をいう。以下同じ。）内に提出された周波数変更の申請については、前後なく受け付けたものとして、同等に扱い審査を行う。

(一) 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局に係る開設計画の認定を受けた認定開設者（その認定計画に係る特定基地局を開設する者をいう。以下同じ。）が、その認定計画に係る指定周波数について一・七GHz帯全国バンドに係る周波数変更を申請した場合にあつては、電波法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに前各項及び別表第一に規定する要件を満たすとともに、当該認定開設者の一MHz当たりの利用者数が五十万を超え、かつ、総務大臣が当該周波数変更を申請する者が当該認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していると認めるときは、周波数の指定の変更を行うものとする。ただし、当該周波数変更の申

(一) 一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局に係る開設計画の認定を受けた認定開設者が、その認定計画に係る指定周波数について一・七GHz帯東名阪バンドに係る周波数変更を申請した場合にあっては、電波法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに前各項、別表第一及び別表第三に規定する要件を満たすとともに、総務大臣が当該周波数変更を申請する者が当該認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していると認めるときは、周波数の指定の変更を行うものとする。

(二) (略)

6・7 (略)

8 第五号(一)若しくは(二)の周波数変更の申請又は前号の開設計画の認定の申請が二以上あった場合の扱いは、次に定めるところによるものとする。

(一) 第五号(一)若しくは(二)の周波数変更の申請が同一の四半期内に二以上あったとき又は同号(一)若しくは(二)の申請と第六号の通知が同一の四半期内にあったときは、これらの申請及び当該通知に基づく前号の開設計画の認定の申請は前後なく受け付けたものとして審査を行い、当該四半期の直前の四半期末における一MHz当たりの利用者数をそれぞれの申請に係る第三世代用周波数の帯域幅に

請が同一の四半期内に二あったときは、当該四半期の直前の四半期末における一MHz当たりの利用者数が多い申請を優先するものとする。

(二) 一・七GHz帯全国バンドを電波法第二十七条の十三第四項の規定によりすべて指定しているときにおいて、一・七GHz帯全国バンドを使用する特定基地局に係る開設計画の認定を受けた認定開設者が、その認定計画に係る指定周波数について一・七GHz帯東名阪バンドに係る周波数変更を申請した場合にあっては、電波法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに前各項、別表第一及び別表第三に規定する要件を満たすとともに、総務大臣が当該周波数変更を申請する者が当該認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していると認めるときは、周波数の指定の変更を行うものとする。

(三) (略)

6・7 (略)

8 第五号(二)若しくは(三)の周波数変更の申請又は前号の開設計画の認定の申請が二以上あった場合の扱いは、次に定めるところによるものとする。

(一) 第五号(二)若しくは(三)の周波数変更の申請が同一の四半期内に二以上あったとき又は同号(二)若しくは(三)の申請と第六号の通知が同一の四半期内にあったときは、これらの申請及び当該通知に基づく前号の開設計画の認定の申請は前後なく受け付けたものとして審査を行い、当該四半期の直前の四半期末における一MHz当たりの利用者数をそれぞれの申請に係る第三世代用周波数の帯域幅に

じた別表第三各号に規定する一MHz当たりの利用者数の基準値で除した数がより多い申請（当該通知に係る開設計画の認定の申請を含む。）を優先するものとする。

(二) 同一の四半期末における契約数に基づく第五号(一)又は(二)の申請と当該四半期の直前の四半期末における契約数の通知に基づく前号の開設計画の認定の申請が同一の四半期内にあったときは、これらの申請は前後なく受け付けたものとして審査を行い、当該直前の四半期末における一MHz当たりの利用者数を比較して当該一MHz当たりの利用者数をそれぞれの申請に係る第三世代用周波数の帯域幅に応じた別表第三各号に規定する一MHz当たりの利用者数の基準値で除した数がより多い申請を優先するものとする。

別表第一(第三)(略)

じた別表第三各号に規定する一MHz当たりの利用者数の基準値で除した数がより多い申請（当該通知に係る開設計画の認定の申請を含む。）を優先するものとする。

(二) 同一の四半期末における契約数に基づく第五号(二)又は(三)の申請と当該四半期の直前の四半期末における契約数の通知に基づく前号の開設計画の認定の申請が同一の四半期内にあったときは、これらの申請は前後なく受け付けたものとして審査を行い、当該直前の四半期末における一MHz当たりの利用者数を比較して当該一MHz当たりの利用者数をそれぞれの申請に係る第三世代用周波数の帯域幅に応じた別表第三各号に規定する一MHz当たりの利用者数の基準値で除した数がより多い申請を優先するものとする。

別表第一(第三)(略)